

鎌倉芸術館周辺景観形成地区（平成14年4月15日指定）

景観形成方針及び景観形成基準

景観形成方針

1 景観形成の目標

教育・文化・医療・研究などの機能集積にあわせた、個性豊かで魅力的な空間演出を目指します。

2 建築物等及び広告物等に係る都市景観形成についての方針

- (1) 建築物等の色彩（基調色）は、隣接する建築物の色彩や敷地内のみどりなどの自然的環境と調和するよう努めます。
- (2) オープンスペース、壁面、屋上などを活用し、敷地内の緑化に努めます。
- (3) 広告物は、設置位置、規模、色彩がまち並みと調和するよう努めます。

3 公共施設に係る都市景観の形成についての方針

道路、ストリートファニチャーなどの公共施設の色彩は、まち並みや周辺の自然的環境と調和するよう努めます。

景観形成基準

教育・文化・医療・研究などの機能集積にあった、清潔感があり、明るく格調高い空間演出を実現するため、建築物の外壁基調色は以下のなかから選択するものとする。

色相 7.5 Y R から 2.5 Y の範囲の、明度 8 以上 / 彩度 1.5 以下、
または明度 5 以上 8 未満 / 彩度 2.5 以下の色。

色相 2.6 Y から 7.5 G Y の範囲の、明度 8 以上 / 彩度 1.0 以下、
または明度 5 以上 8 未満 / 彩度 2.0 以下の色。